

○書面交付請求対応指針の制定について

〔 2022年10月21日
全国株懇連合会理事会決定 〕

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）により導入された株主総会資料の電子提供制度が2022年9月1日に施行され、株主は会社に対して電子提供措置事項を記載した書面の交付を請求（以下、「書面交付請求」という）することができる（会社法325条の5第1項）ことになりました。

株主からの書面交付請求の方法については、会社法上特段定められていません。一方、電話等での口頭による書面交付請求を認めると、会社として事後的に書面交付請求の有無を確認することが困難となることが懸念されます。当会では書面交付請求の確実な受付手続きを行うという観点から、その方法を書面に限定することとした株式取扱規程モデルの改正を行いました（「株主総会資料の電子提供制度に係る株式取扱規程モデルの改正について」2022年4月8日 全国株懇連合会理事会決定）。これを踏まえて、書面交付請求についての実務対応上の留意点等を明確にするため「書面交付請求対応指針」を定め、会員各位の実務の参考に供するものです。

以 上

○書面交付請求対応指針

2022年10月21日 全国株懇連合会理事会決定

指針	説明
<p>1. 趣旨</p> <p>株主総会資料電子提供制度の施行後において株主は、会社に対して電子提供措置事項を記載した書面の交付を請求（以下、「書面交付請求」という。）することができるので（会社法325条の5第1項）、その実務対応についての指針を定めるものである。</p> <p>2. 書面交付請求権の法的性格</p> <p>書面交付請求権は株主権であるが、振替法147条4項に規定された少数株主権等には該当しないため、個別株主通知の申し出を要しない。</p> <p>3. 書面交付請求の方法</p> <p>(1) 株主名簿管理人が受付ける場合</p> <p>書面交付請求を株主名簿管理人に対してする場合は、所定の書面交付請求書を提出（送付）する。なお、株主が会社所定の書面交付請求書以外の書面を用いた場合には、本人確認のために、別途株主本人確認書類の提出を要するものとする。</p> <p>(2) 口座管理機関（証券会社等）経由での受付</p> <p>書面交付請求を証券会社等および機構を通じてする場合は、証券会社等および機構の定めるところとする。</p> <p>(3) 会社法299条3項に定める招集通知の電子メール受信の承諾をした株主は、書面交付請求することができないが（同法325条の5第1項）、当該受信の承諾の撤回と同時に、書面交付請求は可能であると考えられる。</p> <p>4. 会社へ直接書面交付請求があった場合</p> <p>(1) すでに株主名簿に記載のある株主の場合は、株主名簿管理人または証券会社等の口座管理機関での受付が可能なので、株主に対して、どちらかを案内する。</p> <p>(2) 期中に株式を取得した新規株主（株主名簿に記載のない株主）の場合には、証券会社等の口座管理機関のみで受付が可能なので、株主には、証券会社等の口座管理機関を案内する。</p>	<p>○株主からの書面交付請求の方法については、会社法上特段定められていないので、確実な受付手続きを行う観点から、その方法を書面に限定することを株式取扱規程に定めておくことが望ましい（「株主総会資料の電子提供制度に係る株式取扱規程モデルの改正について」2022年4月8日全国株懇連合会理事会決定）。</p> <p>○振替法147条4項に規定された少数株主権等には、定款・株式取扱規程、株主総会議事録等の会社関係書類の閲覧・謄写請求権（会社法31条他）、株主提案権（同法303条他）等がある。その対応には「少数株主権等行使対応指針」（平成20年12月5日全国株懇連合会理事会決定）を参照。</p> <p>○実務的には、株主から株主名簿管理人あてに書面交付請求の連絡を受けた後、株主名簿管理人所定の書式による書面交付請求書を株主あてに発送し、当該請求書の返信をもって株主本人からの請求として取り扱う。</p> <p>○株主本人確認書類は「株主本人確認指針」（平成20年12月5日全国株懇連合会理事会決定）「3. 株主本人確認資料」を参照。</p> <p>○招集通知の電子メール受信を承諾した株主が書面交付請求を行う場合は、当該電子メールの受信承諾は撤回される旨の注意書きを書面交付請求書に記載しておくことが考えられる。</p> <p>○株主から会社への直接の書面交付請求も考えられる。すでに株主名簿に記載のある株主か、期中に株式を取得した新規株主かで、請求窓口が異なることを理解しておくことが必要である。</p>

<p>5. 書面交付請求の効力発生日</p> <p>(1) 株主名簿管理人が受付ける場合 書面交付請求書が株主名簿管理人に到達した日をもって効力が生じたものとして扱う。</p> <p>(2) 口座管理機関（証券会社等）経由での受付 口座管理機関（証券会社等）経由での受付の場合は、口座管理機関（証券会社等）へ書面交付請求がなされた日に効力が生じたものとして扱う。</p>	<p>○書面交付請求の日から1年を経過したときは、会社は当該株主に対し、書面の交付を終了するか当該株主の意思を確認し、異議がない場合には書面交付請求の効力を失わせることができる（会社法325条の5第4項）。書面交付請求の効力発生日は、この異議申述手続きの起算日となり重要なため、明確にしておくものである。</p>
<p>6. 書面交付請求の行使期限</p> <p>書面交付請求は、議決権行使基準日が定められている場合は、当該基準日までに行わなければならない（会社法325条の5第2項）。</p> <p>(1) 株主名簿管理人が受付ける場合 書面交付請求書が基準日まで株主名簿管理人に到達する必要がある。</p> <p>(2) 口座管理機関（証券会社等）経由での受付 口座管理機関（証券会社等）経由での受付の場合は、基準日まで口座管理機関（証券会社等）へ書面交付請求がなされる必要がある。</p>	<p>○確実に受付手続きを行うためには、書面交付請求書が議決権行使の基準日まで余裕をもって到着するよう案内することが考えられる。</p>
<p>7. 合併等の組織再編が行われた場合の取扱い</p> <p>合併等の組織再編が行われた場合、消滅会社等に対して行われた書面交付請求の効力は、存続会社等に引継がれない。そのため、当該株主が組織再編後の存続会社等への書面交付請求を希望する場合には、存続会社等の株主となったときに改めて書面交付請求を行う必要がある。</p> <p>なお、存続会社等に対して行われた書面交付請求の効力は、組織再編後も当然に効力を有する。</p>	<p>○書面交付請求は、会社毎に請求されるものであるため、消滅会社等に対して行われていた書面交付請求の効力はなくなり、新たな株主となった存続会社等との関係での書面交付請求は別途行うというのが株主の意思に沿う取り扱いであると考えられるためである。</p>
<p>8. 基準日後の書面交付請求への対応</p> <p>基準日後に書面交付請求を受付けた場合、当該基準日に係る株主総会について、交付書面を送付する義務はない。当該請求後に到来する基準日に係る株主総会から交付書面を送付すればよいこととなる。</p>	<p>○招集通知発送後に交付書面の送付を電話等で会社に対して要請する株主についても、左記と同様の対応で支障ないと考えられる。例外的に交付書面を任意で送付するという対応は考えられるが、株主平等原則の観点から、株主毎に扱いが異なるように留意する必要がある。</p>